

「燕市合併 20 周年ロゴマーク」の使用基準について

燕市合併 20 周年の PR をより効果的にするため、「燕市合併 20 周年ロゴマーク」を作成しました。ロゴマークについては 4 種類用意し、用途にあわせて選択が可能です。

また、広く市民や企業のみなさまにも使用していただけるよう、使用基準を定めました。使用申請は随時受け付けます。ぜひご利用ください。

1. 使用許可の基準について

「燕市合併 20 周年ロゴマーク」を使用することができる基準は、下記のとおりです。

- (1) 市の尊厳及び品位を損なわないものであること
- (2) 法令又は公序良俗に反するものでないこと
- (3) ロゴ自体を営利の目的で使用するものでないこと
(市の施策の推進に寄与すると認められる場合を除く)
- (4) 特定の政治、思想または宗教にかかる活動に使用されるものでないこと
- (5) 期間を定めて使用するものであること
- (6) その他、市長が不適当と認めるものでないこと

2. 申請手続きについて

「燕市合併 20 周年ロゴマーク」を使用する場合は、『「燕市合併 20 周年ロゴマーク」の使用承認申請フォーム』に必要事項を入力、または『「燕市合併 20 周年ロゴマーク」使用承認申請書』に下記書類を添付し、市役所広報秘書課広報広聴係まで提出。

- (1) 「燕市合併 20 周年ロゴマーク」の使用図案
- (2) その他市長が必要と認める書類

※下記事項に該当する場合は申請を省略することができる。

- ・燕市が行う共催又は後援に関する承認基準要綱(平成 22 年燕市告示第 152 号)で定める承認を受けた事業
- ・燕市教育委員会が行う共催又は後援に関する承認基準要綱(平成 26 年燕市教育委員会告示第 9 号)で定める承認を受けた事業
- ・その他、市長が認めるもの

3. その他

- ・申請書を受理後、申請書の内容を審査したうえで、使用の適否について決定し、「燕市合併 20 周年ロゴマーク」使用(承認・不承認)通知書により、申請者へ通知をします。(※承認に際し、必要な条件を付す場合もあります)
- ・使用の承認を受けた者は承認を受けた事項等に変更が生じたとき、再度、広報秘書課に申請書の提出を行う必要があります
- ・使用の承認を受けた者が下記のいずれかに該当するときは、承認を取り消す場合があります
 - (1) 使用の申請に虚偽または不正があったとき
 - (2) 「燕市合併 20 周年ロゴマーク」の使用承認に際し、付した条件に違反したとき
 - (3) その他、市長が「燕市合併 20 周年ロゴマーク」の使用を不適当と認めたとき
- ・使用承認の取り消しにより生じた損害について、市はその賠償の責めを負いません